

件名	愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例										
主管課	税務課										
根拠法令等	沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令 (令和4年3月31日公布・令和4年4月1日施行)										
【改正の概要】 ・愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（略称 離島 ） 特別措置の対象となる設備の根拠条文の項ずれに伴う規定整備 ・愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（略称 地方 ） ① 上記省令の施行に伴う適用期限の延長 令和4年3月31日まで ⇒ 令和6年3月31日まで ② 特別措置の対象となる施設の新設又は増設に係る期間の延長 2年 ⇒ 3年											
施行日	公布の日（令和4年4月1日適用 地方 ）										
【その他参考事項】 ○特別措置の概要 *減収額の75%は、地方交付税で措置 1 事業税・不動産取得税の課税免除（ 離島 ・ 地方 ）* 地方 は移転型事業の不動産取得税のみ (1) 対象区域 離島 7市町（31島 興居島、睦月島、中島等） 地方 認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域（県内全域） (2) 対象業種 離島 製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、個人で行う畜産業・水産業・薪炭製造業 地方 全業種 (3) 対象設備の取得価額 離島 資本金等の額に応じ、500万円、1,000万円又は2,000万円以上 地方 3,800万円以上（中小企業者の場合は、1,900万円以上） (4) 事業税の課税免除の期間 3年間（個人で行う畜産業・水産業・薪炭製造業は、5年間） (5) 過去5年間の適用実績 なし (H29～R3) 2 事業税・不動産取得税の不均一課税（ 地方 ）*事業税は移転型事業、不動産取得税は拡充型事業のみ (1) 対象区域 地方 認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域（県内全域） (2) 対象業種 地方 全業種 (3) 対象設備の取得価額 地方 3,800万円以上（中小企業者の場合は、1,900万円以上） (4) 不均一課税の税率 ①事業税 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">初年度</td> <td style="padding: 0 5px;">通常税率×0.5</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">2年度</td> <td style="padding: 0 5px;">" 0.75</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">3年度</td> <td style="padding: 0 5px;">" 0.875</td> </tr> </table> ②不動産取得税 通常税率の1/10 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">家屋</td> <td style="padding: 0 5px;">0.4%</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">その敷地である土地</td> <td style="padding: 0 5px;">0.3%</td> </tr> </table> (5) 過去5年間の適用実績 不動産取得税3件		初年度	通常税率×0.5	2年度	" 0.75	3年度	" 0.875	家屋	0.4%	その敷地である土地	0.3%
初年度	通常税率×0.5										
2年度	" 0.75										
3年度	" 0.875										
家屋	0.4%										
その敷地である土地	0.3%										